

# 横浜市テニス協会会則

## (目的)

第1条 本会は横浜市内のテニスの普及振興及び技術の向上並びにテニスを通じて市民の心身の健全な発達を図り、もって社会体育の発展に寄与することを目的とする。

## (名称)

第2条 本会は横浜市テニス協会と称する。

## (事務所)

第3条 本会の事務所は横浜市内に置く。

## (事業)

第4条 本会は第1条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) テニスの振興普及及び指導奨励に関する事業を行う。
- (2) 各種テニス大会の開催運営（主催、主管、後援）を行う。
- (3) 加盟団体相互の親睦試合等の企画、運営及び斡旋事業を行う。
- (4) (公財)横浜市スポーツ協会に競技団体として加盟し、各種事業運営に協力する。
- (5) 神奈川県テニス協会に横浜地区を代表して加盟し、各種事業運営に協力する。
- (6) その他本会の目的達成に必要な又は有益な事業を行う。

## (加盟団体)

第5条 本会の構成は原則として市内のクラブ、事業所、同好会、テニススクール、または所在する学校等の団体よりなる。

## (加盟の方法)

第6条 本会に加盟しようとする団体は、所定の書式により申し込みを行い理事会の承認を受けなければならない。

- 2 理事会の承認を得た後、第8条に基づく会費を納入するものとする。
- 3 理事会は前項の承認をした後、これを総会に報告するものとする。

## (会費)

## (加盟団体の除籍)

第7条 本会の目的、活動内容等にふさわしくない行為があった場合、または特別の事情がある場合には、総会の3分の2以上の議決により加盟団体の除籍をすることができる。

第8条 本会の会費は次のとおりとする。

クラブ、事業場、同好会、テニススクール等 年会費 27,000円(含む県協会費)  
ただし、団体構成員が50名を超える場合は超える人数50名毎に1,000円を加算する。

(会 計)

第9条 ① 本会の経費は補助金、寄付金、会費及び雑収入によって支弁される。

② 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月末日までとする。

(会 議)

第10条 本会は次の機関を置く。

(1) 総 会

(2) 理事会

(総 会)

第11条 ① 総会は各加盟団体代表1名によって組織し、会長が招集する。

② 総会は毎年1回定期に開催し次の事項を審議する。ただし、必要に応じ臨時にこれを開くことができる。

(1) 会則改正に関すること

(2) 本会の事業に関すること

(3) 予算決算に関すること

(4) 役員選出に関すること

(5) その他本会運営に関する重要な事項

(理事会)

第12条 理事会は理事長が必要と認めた時招集し、理事をもって構成し総会の決定事項等処理する。

(書面開催)

第13条 会長が軽微又は緊急の決定を要する事案と認めるときに、書面により総会又は理事の賛否を求め、その結果をもって総会又は理事会の議決に代えることができる。

2 前項の規定にかかわらず、総会又は理事の3分の2以上の書面による回答が得られなければ、総会又は理事会の議決とすることができない。

3 第14条の規定は、第1項の議決について準用する。

4 第1項に規定する議決を行った場合、会長はその結果を書面により速やかに総会又は理事に報告するとともに、次回の総会又は理事会に報告するものとする。

(議 決)

第14条 すべて本会の会議は構成員の2分の1以上の出席をもって成立し、議事は過半数で決定する。ただし、出席は委任をもってかえることができる。

(役 員)

第15条 ① 本会を運営するために次の役員を置く。

会長 1名 副会長 若干名 理事長 1名

副理事長 若干名 理事40名以内 監事2名以内

上記以外に名誉会長、顧問、参与を置くことができる。

また、各役員は兼任できるものとする

② 会長及び副会長は総会で選出する。

③ 理事は会長が加盟団体中より推挙し、総会の承認を得てこれを委嘱する。

④ 理事長及び副理事長は理事の互選により選出し会長がこれを委嘱する。

⑤ 監事は総会の承認を得て会長が委嘱する。

⑥ 名誉会長、顧問及び参与は理事会にて選出する。

(役員の仕事)

第16条 ① 会長は本会を代表し会務を統理する。

② 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

③ 理事長は理事会を代表し、会務執行の責を負う。

④ 副理事長は理事長を補佐し理事長に事故あるときはその職務を代理する。

⑤ 監事は本協会の会務会計を監査する。

(役員の仕事)

第17条 ① 役員の仕事は2年とする。ただし、再任を妨げない。

② 役員退任の場合、後任者の仕事は前任者の残存期間とする。

③ 次年度役員が選出されるまでは前年度役員がその仕事を代行する。

(除 名)

第18条 理事等が本会の会則に違反した場合、その他本会の目的に反した場合は理事会の決議により除名する。

(雑 則)

第19条 本会の運営に関し、会則に該当しない事項は、そのつど理事会にはかり処理する。

(附 則)

- 第20条
- ① この会則は昭和31年11月10日から施行する。
  - ② この改訂会則は昭和51年3月1日から施行する。
  - ③ この改訂会則は昭和52年5月30日から施行する。
  - ④ この改訂会則は昭和59年5月19日から施行する。
  - ⑤ この改訂会則は平成元年4月22日から施行する。
  - ⑥ この改訂会則は平成5年5月15日から施行する。
  - ⑦ この改訂会則は平成28年5月28日から施行する。
  - ⑧ この改訂会則は令和2年6月29日から施行する。